平成２９年（フ）第９２２号
広島県廿日市市宮園９丁目14番地12
破産者　佐々木早喜子
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０号
広島県竹原市東野町305番地
破産者　惠美　芳和
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第３８号
広島県竹原市下野町3335番地１　三藤アパート４号
破産者　河野　　功
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第８７号
広島県呉市中通１丁目１番７―1002号、居所広島市安芸区矢野町700番地　浅田病院
破産者　福田　典洋
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第８８号
広島県呉市海岸２丁目11番３号
破産者　佐野　俊一
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第２０号
長崎県五島市三尾野１丁目１番29号
破産者　寺田　和正
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２９年（フ）第２４９号
大分市大字政所2108番地の２（市営村田住宅２Ａ１―104）
破産者　吉賀亜都沙
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２０２号
鹿児島県鹿児島市吉野町9139番地31、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市原良７丁目１番17号
破産者　秋元　義人
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３７６号
鹿児島県鹿児島市西陵６丁目11番10号　ハイツベルニーニ102号
破産者　笹岡寿美子
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３９０号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目37―76　コーポラス智101、住民票上の住所鹿児島県日置市伊集院町妙円寺２丁目81番地７
破産者　立和名秀明
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４０１号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目６番25号　ヨーロピア荒田201号
破産者　町田　智美
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第９２号
北海道帯広市西20条南５丁目12番９号
破産者　松原　真司
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
北海道河東郡音更町中鈴蘭北５丁目１番地３　鈴蘭団地Ｂ棟405号室
破産者　坂口　末子
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
宮城県気仙沼市松崎浦田171番地１　松崎荘７号
破産者　大木　勇気
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第２４号
山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝3857番地
破産者　今　吉太郎
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１３１号
新潟県上越市五智３丁目13番２―202号　アシスト上越マンションⅡ　202号
破産者　松井　賢次
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２９８号
群馬県前橋市元総社町２丁目20番地10
破産者　白山浩こと　李　　相浩
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８２３号
川崎市多摩区菅仙谷２丁目34番20―301号
破産者　吉田　秀道
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係